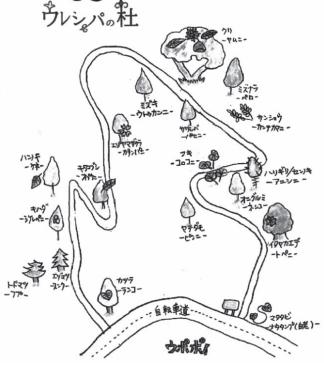
## 学び豊かな杜を願う「ウレシパの杜」 散策路が完成



本年度はアイヌ民族有用樹木の名板に二次元コード取り付け



令和2年4月に発足したNPO法人「ウレシパの 杜」(山田和子代表、現在会員数25人・団体6)が、 「地元アイヌ民族の世界観や文化を五感で学べる場 を」と、町と林野庁の協力を得、ウポポイ横の土地の 整備を始めました。

趣旨に賛同した会員たちが、休日などを利用した手 弁当で2年ほどを掛け、腰まであった笹を刈り、アッ プダウンを歩いて十数分の散策路(約300m)を整備 しました。

本年度はアイヌ民族の 知恵がうかがえる有用樹 木のカツラやハリギリ、 ミズキなど約10種目の樹 木名板に二次元コードを 貼り、スマートフォンで それぞれの説明が聞ける

ようにしました。森の笹刈りと整備を続け、森づくりの勉強会などを予 定しています。山田代表は「縄文から自然とともに生きてきた人たちの 世界観があります。白老だからこその気づきを大切に、肩ひじを張ら ない活動を」と話していました。同団体への連絡はヤマダリビング内、  $282 - 2345 \sim$ 



問い合わせ先

町消費生活センター 生活環境課 町民生活グルー **8**2 <sup>-</sup>2265

## 布団の訪問販売業者にご注意ください!



数十年前に購入した業者を名乗り布団業者が訪問「以前に頼まれ ていた布団ができた」と言うが覚えがなかった。注文していないと伝 えると「書面があるはずだ」と家に上がり込んできた。キャンセルする ことになったがキャンセル料を請求され、支払いをした。書面は業者 が持ち去ったので連絡先は分からない。

購入履歴のある顧客の名簿を何らかの方法で入手し「点検」と称したり、注文した事実がな いのに「注文していた布団ができた」などと言って家に上がり込む業者がいます。購入した事 業者をかたる場合もあり、以前に訪問販売で購入した経験がある方は要注意です。

◆注文していない場合、支払いの義務はありません。訪問販売に該当する場合はクーリン グ・オフが可能です。

「訪問販売」に該当する場合、事業者は契約内容を明らかにした書面を交付する義務 があります。消費者は書面を受け取ってから8日間は無条件で解約が可能です。

- →連絡が取れないと対応ができません。契約書面、領収書等契約に関わる資料は必ず手 元に残しましょう。
- ◆在宅時も玄関は施錠!訪問販売お断りステッカーも活用してください。 「北海道消費生活条例」ではこのステッカーを「勧誘断りの意思表示」とみなし ステッカーが貼られているお宅に対する事業者の訪問・勧誘を禁止しています。
- →事業者がステッカーの存在を知りながら消費者宅を訪問する行為は条例 違反です!ステッカーは消費生活センターで無償で渡しています。

**警察相談窓口#9110** (24時間年中無休対応) **/消費者ホットライン188** (最寄りのセンターに接続)



訪問買取り
訪問販売